

座間市シティプロモーションコンセプト策定業務委託仕様書

1 件名

座間市シティプロモーションコンセプト策定業務委託

2 目的

座間市（以下、「本市」という。）の知名度やイメージの向上、郷土愛の醸成を図るとともに、本市のシティプロモーションの担い手である行政、市民、民間企業、各種団体等が本市のシティプロモーションにおける共通のビジョンを持ち、本市全域においてシティプロモーションの推進を目指すため、座間市シティプロモーションコンセプト（以下、「コンセプト」という。）を策定することを目的とする。

なお、本市のシティプロモーションとは本市を選んで住んでもらうことや、住み続けてもらうということだけではなく、本市に住む人・関わる人に、本市を「郷土」と感じ、「郷土愛」を持ってもらい、自ら地域のために行動してもらうことであり、その行動が本市全体の魅力を高め、活気あるまちづくりにつながる一連の流れのことを指す。

また、コンセプトの活用期間は第五次座間市総合計画とあわせ、策定後から令和12年度までの想定とする。

3 契約期間

契約締結日～令和6年3月29日（予定）

※契約締結日は令和5年4月3日の予定

4 予算予定額（消費税及び地方消費税含む。）

2,942,000円

予算が確保できない場合は、契約事務手続を行わない。

なお、この場合において本市は、いかなる責めも負わない。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとし、各項目の業務における具体的なデザインやスケジュール等について、事前に本市と打合せを行うこと。本市は受託者の業務遂行に協力するものとする。

(1) コンセプトブック制作

受託者は、次の条件で同コンセプトに基づいたコンセプトブックを制作すること。デザインは、写真やイラスト等を使用し、テキストを抑え誰もが読みやすく親しみやすいものとする。

- ア 受託者は、デザイン、文章の作成、関係者への取材、写真撮影、イラスト（地図・表・グラフ等を含む。）作成など一連の編集業務及びレイアウト・デザイン業務を行うこと。
- イ 受託者は、関係者への取材や写真撮影等の連絡調整及びスケジュール管理を行うこと。なお、市内の関係者の取材日数は1日程度を想定している。
- ウ 受託者は、文字校正3回以上、色校正2回以上の校正に対応すること。校正は、受託者がEメール等を用いてPDFデータ等を本市へ送付し、本市の校正指示を受けること。なお、修正が必要な場合は、受託者が修正作業を実施する。
- エ 受託者は、製版、印刷、製本、納品を実施すること。
- オ 発行部数はコンセプトブック3,000部、デジタル版（電子データ）一式とする。
- カ 判型はA5判・フルカラー（デジタル版を含む。）とし、ページ数は16ページ程度とする。
- キ 紙質は、表紙と本文ともにマットコート紙で菊判76.5kg以上とし、製本は中綴じ製本とする。

(2) シティプロモーションキャッチフレーズ及びロゴ制作

受託者は、次の条件で同コンセプトに基づいたキャッチフレーズ及びロゴを制作すること。

- ア キャッチフレーズ及びロゴデザインは、本市の魅力を表現し、印象に残るものとする。また、誰もが親しみやすく、長期間活用しやすいものとし、シティプロモーションの推進の一助となるものとする。
- イ キャッチフレーズ及びロゴは、候補案を複数制作すること。なお、候補案は市民、関係者、職員等の投票により、活用するものを1つずつ決定することを想定している。

(3) ブランドポスター制作

受託者は、次の条件でシティプロモーションを推進するポスターを制作すること。

- ア 受託者は、ポスター制作に伴う一連のデザイン業務を行うこと。
- イ 受託者は、校正2回以上の校正に対応すること。校正は、受託者がEメール等を用いてPDFデータ等を本市へ送付し、本市の校正指示を受けること。なお、修正が必要な場合は、受託者が修正作業を実施する。
- ウ 受託者は、製版、印刷、納品を実施すること。
- エ 発行部数はブランドポスター100部、デジタル版（電子データ）一式とする。
- オ 判型はB1判・フルカラー（デジタル版を含む。）とする。
- カ 紙質は、マットコート紙で四六判135kg以上とする。

(4) その他

受託者は、本市が実施するワークショップ等に参加すること。また、第五次座間市総合計画と整合性があるコンセプトを策定するために必要な助言を行うこと。助言にあたっては、令和4年12月に本市が実施したアンケート調査結果から本市とともに現状を把握及び分析し、また、今後のシティプロモーションの方針を考察すること。

6 成果物

(1) 成果物は、次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

ア コンセプトブック

イ キャッチフレーズ及びロゴ

ウ ブランドポスター

エ 上記の電子データ一式

※ア、ウについては、本市ホームページ等のウェブ上で公開に適したものとする。

イについては、Adobe社 illustrator 及びPNGデータ等の背面透過処理が行われたものとする。

(2) 成果物の著作権及び所有権の全ては本市に帰属するものとし、第三者の著作権等の権利関係の処理を済ませたうえで成果物を納品すること。後日それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、本市はその責任を負わないものとする。

(3) 納品後、成果物に誤り又は訂正事項等が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し、再度納品すること。

(4) 成果物の納入期限は、令和6年3月29日までとする。

(5) 成果物の納品場所は、本市のシティプロモーション所管課指定場所とする。

7 留意事項

(1) 本市担当者と十分な打合せを行い、業務を履行すること。

(2) 関係法令を遵守し、業務を履行すること。

(3) 業務の履行上知り得た秘密その他情報を業務以外の目的に使用しないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 業務の履行上必要な資料等がある場合は可能な限り提供するが、取扱いについては本市の指示に従うこと。

(5) 業務の実施にあたり、本市から提供された資料等を許諾なく複写又は複製しないこと。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定する。

(2) 本仕様書は、本市の要望や受託者の提案により変更が生じる可能性がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症等による影響が生じた場合は、双方協議を行うこととする。